

第9章 フィリピンの海洋安全保障政策カントリー・プロフィール

キャサリン・S・パナギトン

フィリピン¹は、東は太平洋、北はバシ海峡、南はスールー海及びセレベス海に隣接する、7,641個の島嶼群から成る群島²である。「群島」とは、「互いに離れて散在している、同じ水域の島嶼群」と定義されている³。広大な海岸線と散在する島嶼群を有し、水域により隔てられ、さらに広大な大洋及び海に囲まれ、マニラ首都圏⁴をルソン島のちょうど中央下部に擁しているフィリピン独特の地形は、明らかに海洋安全保障の管理を難しくしている。

フィリピンにおける海洋安全保障上の脅威に対処するため、フィリピンにおいては海洋安全保障関連の法律及び政策が可決・成立し、長期的に進化を遂げてきている。これらの法律及び政策は、フィリピン独特の地形から生じる困難に直接的に対処するように策定された事実に留意すべきである。したがって、海洋安全保障関連の現行の法律及び政策を完全に理解するためには、フィリピンが群島である事実を忘れてはならないのである。

I. 海事法／海洋法の解釈

まず、フィリピンの海事法 (Maritime Law) / 海洋法 (Law of the Sea) における、①領水 (territorial waters) 無害通航権、②排他的経済水域 (EEZ) における航行権及び上空飛行権、③国際海峡通過通航権⁵の三つの概念についての解釈を検討する。

この問いに答えるうえで、まずフィリピンが国連海洋法条約 (UNCLOS) に沿ってこれらの権利を認識・理解しており、条約に基づきこれらの権利を尊重している事実を抑える必要がある。その具体的証拠として、フィリピンは UNCLOS に署名し、領海 (territorial sea) 及び群島水域 (archipelagic waters) の無害通航権、並びに、EEZ における航行権及び上空飛行権に関する UNCLOS 上の義務に従っていることが挙げられる⁶。

ただし、フィリピンの法体系は一元論的な法体系ではなく、二元論的な法体系であることに留意しなければならない。簡潔にいうと、一元論的な法体系とは、国が条約を結んだ場合、結んだ条約のすべての規定が、自動的に、つまり立法府によるいかなる行為も必要とせず、国内法の一部となる法体系のことである。逆に二元論的な法体系の場合は、条約の規定が国内的に効力を有するには国内における立法行為が必要である。フィリピンが二元論的な法体系を有している⁷ということは、フィリピンが UNCLOS に署名していても、UNCLOS の規定がフィリピン国内で法的に効力を持つためには、UNCLOS の規定と同等な

フィリピンの国内法が可決・成立しなければならないということである。

フィリピンの現行法に関する先行研究によれば、フィリピンの現行法はまだ完全には UNCLOS と調和しておらず⁸、フィリピンの国内法が UNCLOS と完全に調和するようになるには、以下の三つの段階を講じなければならない。①基線に関する既存の法律を UNCLOS と一致させなければならない。②海域 (maritime zone)⁹ を UNCLOS のルールに基づいて定義するとともに、UNCLOS のルールを反映した法律を制定しなければならない。③群島航路帯 (sea lanes)¹⁰ を UNCLOS に基づいて割り当てなければならない。

以上三つのうち講じられているのは、基線に関する第一段階のみであり、フィリピン基線法 (フィリピン共和国法第 9522 号)¹¹ が成立している。一方で、上記の第二、第三の段階については、未だ具体的な法整備が講じられていない¹²。

MZ 法 (上院法案第 39 号)¹³ には、UNCLOS に沿った海域の定義が編入されている¹⁴。これらの規定が法案に存在していることは、(ほぼ間違いなく) フィリピンが暗黙裡に UNCLOS に基づく他国の無害通航権等の尊重義務を確認していることを示すものである。同じことは ASL 法案¹⁵ についても言える。しかし、この法案の場合¹⁶、外国船舶及び航空機の ASL 通航権の確認は、より明瞭であり、より直接的な文言で示されている。

これらの法案は、UNCLOS の規定を反映したものであり、成立すれば、フィリピン国内で法律上の効力を有するようになる。UNCLOS に基づく無害通航権等がフィリピンの国内法体系で完全な効力を有するようになるという目的を達成して、さらに上記第二、第三の段階を完了するためには、この二つの法案がともに署名され、法制化されなければならない。

現在、MZ 法案及び ASL 法案は、国会および/または上院で何度か公聴会を行ったにすぎず、まだ法制化には至っていない。しかし、このことは、無害通航権等がフィリピンの国内法体系でまだ取り扱われていないということの意味するものではない。海事行動統合規約 (Unified Protocol of Maritime Actions: UPMA)¹⁷ などの他の法律は、無害通航権について次のように規定している。

「領海通航権。すべての国の船舶は、沿岸国であるか内陸国であるかを問わず、フィリピン領海の無害通航権を享受する。」¹⁸

「群島水域通航権。すべての国の船舶は、群島水域の無害通航権を享受する。」¹⁹

「通航権。EEZ において、すべての国は、航行及び上空飛行、潜水ケーブル及びパイプラインの敷設、並びに、船舶及び航空機によるその他すべての非資源関連の伝統的な公海の

使用という、伝統的な公海自由を行使する権利を享受する。」²⁰

法制化されてはいないものの、これらは依然としてフィリピン国内で執行することのできる有効な規定である。

次に、それでは UNCLOS と完全には調和していないフィリピン国内法の効力とはどのようなものなのか。ここでもまた、フィリピンが UNCLOS 及び UPMA のような現行規制に署名していることは、無害通航権等を尊重しようとするフィリピンの姿勢を直接的に確認するものである。しかし、MZ 法案及び ASL 法案などの法制化は未だなされていない。したがって、国際的には、フィリピンは無害通航権等を認識し、尊重していると疑問の余地なく言えるが、国内的にはそうではなく、依然としてグレーゾーンにあると見なし得る。

さらに、フィリピンの国内法が UNCLOS と完全には調和していないということには別の影響もある。ここまではフィリピンが無害通航権等を認識しているかどうかを問題にしてきたが、UNCLOS と完全には調和していないことで、もっと根本的な問題が生じるのである。図1が、その問題を示している。

図1. 共和国法第3046号(1961年)²¹及び共和国法第9522号と UNCLOS に基づくフィリピンの条約限界又は海域の比較図²²

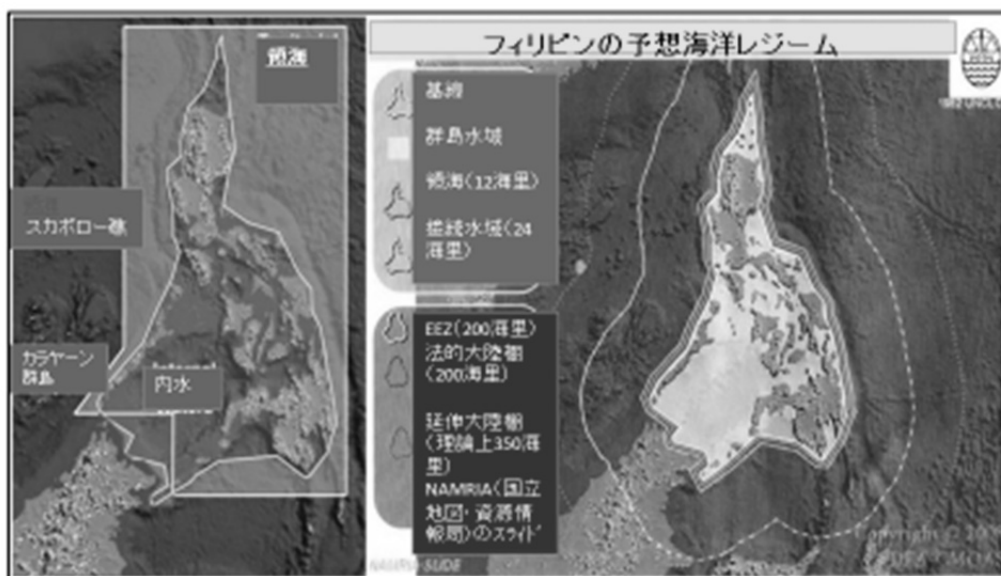


図1の左部分は、1961年に制定された共和国法第3046号に基づく海域を示し、右図は、UNCLOSに基づく海洋レジームを示している。ここから、フィリピン国内法の下では、正確にはどこを内水に指定するかについて依然としてこのような未解決の問題が残っている

ことがわかる。UNCLOS 及び共和国法第 9522 号を考慮しなければ、内水と見なされるのは左図の写真で内水に指定されているブルーのエリアとなる。しかし、UNCLOS に従えば、右図のモデルに基づき、共和国法第 3046 号によりこれまで内水とされていた同じエリアが群島水域と見なされることになる。無害通航権は一般に内水には存在しないことに留意すると²³、フィリピンは正確にはどこで無害通航権等を認めているのかについて、一歩踏み込んで解決しなければならないという問題を抱えているといえよう。

そのため、本節で問われるべき問題は、フィリピンが、無害通航権等の尊重義務を負っていると認識しているかどうかのみならず、フィリピンがどの特定水域について、無害通航権等を認めているのかという点も含まれる。既存及び最近の慣行によれば、フィリピンはこの水域を通過する外国船舶の取り扱いに関して前者ではなく後者のルール（右図のモデル）に従っている。とはいえ、MZ 法案及び ASL 法案が法制化されていない以上、この件に関しては依然として問題が残っているのが実状である。

フィリピンがどこで無害通航権を認めるかという問題は、フィリピン共和国と中華人民共和国との訴訟での仲裁裁判所の裁定において海洋地形の地位に関する宣言が出されたことにより、さらに複雑なものとなっている（下表は、海洋地形の地位の要約を示したものである）。現在まで、この判断がフィリピンの立法府によりどのように執行されるか、どのような取り組みがなされるかについては依然として不明である。

表 1. 海洋地形の地位に関する裁判所の裁定の要約²⁴

地形の名称	フィリピンの申告			外交通信や方針書における中華人民共和国の申告			裁判所の裁定		
	低潮高地	高潮高地		高潮高地		低潮高地	高潮高地		
		岩	島	岩	島		岩	島	
イツ・アバ		✓			✓		✓		
ティツ		✓			✓		✓		
ウェスト ヨーク		✓			✓		✓		
スカボロー		✓					✓		

礁								
ジョンソン礁		✓		該当なし			✓	
クアテロン礁		✓					✓	
ガベン礁	✓						✓	
マケナン礁 (ヒューズ礁を含む)	✓						✓	
ファイアリー・クロス礁		✓					✓	
ミスチーフ礁	✓				高潮高地	✓		
セカンド・トーマス礁	✓					フィリピンの		
スピ礁	✓					EEZの一部		

MZ 法案及び ASL 法案が法制化されていない事実をもって、フィリピンは、現時点においては UNCLOS と完全に調和している国内法をまったく欠いていると結論していいかもしれない。その結果、フィリピンの国内における無害通航権等の認識は完全には確立されておらず、これらの権利が認められている正確な水域も明確には表明されていないように思われる。しかし、UPMA を整備していることや立法府でこれらの権利を法制化する動きが講じられていることは、フィリピンが UNCLOS の締約国として真剣に無害通航権等の尊重義務を守ろうとする意思を有していることを示すだろう。必要なプロセスを経るには確かに時間がかかるが、必要なすべてのステップが漸進的とはいえ、すでに取りられつつあるという点は評価すべきである。

II. フィリピンの海洋安全保障政策

(i) 海洋安全保障に関するフィリピンの国内法及び政策

海洋安全保障に関する議論は、多くの場合、海洋領域に広がる「脅威」を指摘すること

により行われる²⁵。議論はまず、国家間の海洋紛争、海洋テロ、海賊行為、麻薬・人・違法品の密輸、武器拡散、違法漁業、環境犯罪、海洋事故・災害などの脅威に言及し、次に、海洋安全保障はこれらの脅威の不在として定義すべきだとする。

したがって、表2は、海洋領域（maritime domain）に広がるこれらの脅威に対処し、根絶しようとする、あるいは根絶することができないなら最小限に抑えようとする、フィリピンの国内法及び政策のリストである。

表2. フィリピンの海洋安全保障関連の法律及び政策の概要

フィリピンの海洋安全保障関連の法律	フィリピンの海洋安全保障関連の政策
<p>共和国法第 9372 号「国家の安全を確保し、国民をテロから保護するための法律」（第 58 項は内水及び海域における適用を含む）</p> <p>フィリピン改正刑法の第 122 条及び 123 条（共和国法第 7659 号による修正を含み、公海やフィリピン水域における海賊行為全般又は暴動、及び海賊行為に相当する行為に関する罰則を規定）</p> <p>共和国法第 9165 号「包括的危険薬物法の施行法」</p> <p>共和国法第 9208 号「人、特に女性及び児童の人身売買の根絶、人身売買被害者の保護及び支援に必要な制度機構の確立、違反に対する処罰の規定、その他の目的のための政策の施行法」</p> <p>共和国法第 8294 号「火器法」による修正を含む大統領令第 1866 号</p>	<p>2011～2016 年国家安全保障政策</p> <p>1994 年国家海洋政策（その修正法が現在審議されている）</p> <p>行政命令第 57 号並びにその施行規則及び規制（国家沿岸警戒システムの確立、その仕組みに関する規定、関係諸機関間の海上治安活動の調整その他の目的のための関係諸機関の役割及び責任の定義）</p>

<p>共和国法第 7183 号「爆竹法」</p> <p>共和国法第 10591 号「火器及び弾薬に関する包括法について、さらに当該法違反に対する処罰並びにその実施規則及び規制について規定する法律」</p> <p>共和国法第 8550 号「1998 年フィリピン漁業法」の「違法漁業」の法的な定義について規定した第 88 項、及び、「漁業及び水産資源の開発、管理及び保存に関する規定、そのすべての関連法の統合、その他の目的のための法律」</p> <p>大統領令第 1152 号「フィリピン環境法」</p> <p>大統領令第 979 号「海洋汚染法」</p> <p>大統領令第 984 号「汚染規制法」</p> <p>共和国法第 9483 号「2007 年石油汚染補償法」</p> <p>共和国法第 9275 号「2004 年フィリピン清浄水法」</p> <p>共和国法第 9157 号「野生生物資源保存及び保護法」</p> <p>大統領令第 856 号「フィリピン衛生法」</p> <p>大統領令第 705 号「フィリピン森林改革法」</p>	
--	--

<p>共和国法第 6969 号「1990 年有害物質並びに危険廃棄物及び放射性廃棄物の規制法」</p> <p>大統領令第 1463 号「関税法」</p> <p>***共和国法第 9993 号「フィリピン沿岸警備隊法」（フィリピンの海洋管轄権の範囲内で違反行為があった場合に上記法令を執行する管轄権をフィリピン沿岸警備隊に付与している）</p>	
---	--

左欄は、陸（land）及び海洋領域の両者に適用される、安全保障上の脅威に対処する国内法の法令番号を示している。陸域（land area）に関しては、これらの法律はフィリピン国家警察により執行されている。しかし、海洋領域に関しては、共和国法第 993 号²⁶（フィリピン沿岸警備隊法）第 3 項が、フィリピン沿岸警備隊は海洋領域においてこれらの法律を執行する管轄権を有する、と規定している。

（ii）優先順位が高い諸問題（領有権争い、領水警備、EEZ 管理、漁業規制、海賊行為防止措置、観光など）への対応

優先順位が高い諸問題に対し、「フィリピン国家安全保障政策」の第IV項（a）（3）は、「**領有権争い**に関しては、**協議及び合意の交渉原則**が標準的な行動原則である」と、**国際紛争**が起こった場合、**多国間又は二国間の外交的措置**が既定の措置であると明確に述べている²⁸。さらに、海上における軍人の行動に関して、規定を設けている。「国家沿岸警戒システム活動マニュアル」第 3 篇、海事行動統合規約は、海上対応活動の立案及び実行時に、一般的及び特殊的な考慮を払う際の指針を提供するとともに、治安活動に関する規則や海上における法執行を支援する治安活動中の軍人に関する規則についての国家政策を規定している²⁷。

多国間又は二国間の外交的措置を既定の措置とする姿勢は、**南シナ海問題**にも適用された。このことは、対中訴訟が係争中の期間に特に明らかになった。フィリピン政府は、裁判所及び国際法に対する全幅の信頼を表すべく、すべての機関に対し、訴訟と何らかの関係性を有する可能性があるあらゆる措置について一時停止命令を出した。例えば、パラオと

の海洋境界画定協議を中断したほか、理論的にはカラヤーン群島西側の南シナ海地域に延伸大陸棚を申し立てることができるにもかかわらず、国際法及び裁判所を尊重するとの姿勢を貫くため、そうすることを差し控えていた。

Ⅲ. 海洋安全保障の基本姿勢

以下のリストは、フィリピン海軍²⁹及びフィリピン沿岸警備隊³⁰の a) 装備、規模、役割及び予算の現状、b) 活動上の課題、c) 重要な海洋域 (maritime area) における警備状況を示したものである。

フィリピン海軍

役割及び規模：フィリピン軍の海戦部門であり、フィリピンの3軍の1つ。現役軍人は2万4,000名（推計）、就役中の艦船は103隻。

<装備>（予算4,970億フィリピンペソ）

- 対空・対艦・対潜能力を有する多用途フリゲート2隻。速力25ノット以上で、人道援助や災害救援活動に使用可能なもの。ドイツのMEKO、オーストラリアのアンザック、カナダのハリファックスなど。
- 海軍哨戒用外洋巡視船（OPV）18隻。
- 対潜水艦用コルベット12隻。

<調達ニーズ>

- 対艦戦艦の新型化を検討中。
- 水陸両用艦、輸送艦、補助艦などの適切な艦隊編成構築構想を実現すべく、1個旅団の水陸両用海兵隊や陸戦隊とその支援システムを移動させ得る戦略輸送船（SSV）4隻、汎用揚陸艇（LCU）18隻、兵站支援／補給船（LSS）3隻、航洋曳船3隻、軍艦のドックへの出入りに極めて重要な支援を提供するヤード／ファイヤータグボート6隻の調達を検討中。
- 阻止及び特殊舟艇行動上能力向上のため、サイクロン級沿岸哨戒艇（CPIC）12隻、哨戒砲艇30隻、多用途強襲艇（MPAC）42隻、複合艇（RHIB）24隻などの追加調達を検討中。
- 海軍航空作戦上、海洋航空監視に必要な水陸両用海洋哨戒機（AMPA）8機、フリゲート搭載用海軍ヘリコプター18機、SSV搭載用多用途ヘリコプター（MPH）8機の取得

を期待する声もある。

- 海上補給・給油能力向上。
- 大型艦艇用の大型棧橋及び新たな海軍施設のための新規海洋監視レーダー艦
- 新たな近代的艦艇を配備に伴い、これに配置する水兵、並びに訓練するため指導にあたる教官の増員³¹。

<活動上の課題>

技術的なニーズに関しては、人員を増やし、手続き（UPMA など）を更新し、手続きの規定を執行する要員を訓練する必要がある。

<重要な海域の警備状況>

WESCOM 及び南部沿岸監視隊（Coast Watch South）がフィリピンの重要な海洋域を警備している。WESCOM（フィリピン軍西部方面司令部）は、西フィリピン海（WPS）エリアへの配備が義務付けられている。2016 年に、パラワンに本部を置く西部方面海軍管区（Navforwest）とラウニオンに本部を置く北ルソン方面海軍管区（Navfornol）を統合した。もともとはスプラトリー諸島を含むパラワン及びカラヤーンにおけるテロや反乱と戦うために編成されたものである³²。

海軍が創設した南部沿岸監視隊は、南部の海上治安を所管している。

フィリピン沿岸警備隊

役割及び規模：フィリピン沿岸警備隊（PCG）（フィリピン語：Tanod Baybayin ng Pilipinas）は、フィリピン水域における法の執行、海上治安活動の実施、海における人命及び財産の保護、海洋環境及び資源の保護などを主な任務とする武装部隊である（共和国法第 9993 号「フィリピン沿岸警備隊法」）。PCG は、運輸通信省の傘下に置かれている機関である。

<装備>

現在、PCG は、54 の駐屯地や前哨地を持ち、約 18 隻の船舶—日本から導入した多目的哨戒艦（MRRV）を含む—を有している。³³

<調達ニーズ³⁴>

- 他の機能分野の活動を遂行する高度の柔軟性を有する特定用途水準への艦船の更新。艦船は、年間 300 日以上フル稼働できるよう万全の保守点検を行うとともに、稼働し

やすいよう最新の先端技術とのインターフェースを確保しなければならない。

- 深海の探査・回収・監視を行うための遠隔操作潜水艇。
- 海洋環境耐性を有する、主に敵対的な人員や装備を無効化するための武器。
- 爆発物・薬物・有害物質の探知や捜索救助（SAR）活動ができる警察犬。
- 他の機関とシームレスに相互運用できる割り込み不可能な PCG 内部通信、及び、フィリピンの海域や領水内で稼働する商船との通信。
- 予見可能な緊急行動や敵対行動のシミュレーションを行うことができる訓練機器。
- 灯台管轄者国際協会（IALA）基準と整合的な航行支援。
- 正確かつリアルタイムの監視・探知システム。
- 最新技術装備を有する実験所。

<活動上の課題>

提案されているフィリピン沿岸警備隊近代化法³⁵によれば、1) 組織整備、2) 人材開発、3) 基本方針確立、4) インフラ整備、5) 装備及び施設の開発及び取得が必要とされている。

<重要な海域の警備状況>

PCG は現在、バスコ、バターンからボンガオ、タウィタウィに至るまで、12 の沿岸警備区、54 の沿岸警備駐屯地、238 の沿岸警備出張所を通じて、群島全域でプレゼンスを維持している³⁶。

しかし、しばしば、1 つの機関のみではなく、多くの機関の所管に係る海事問題が数多くあると観察されていることに留意されたい。このため、取り組みの不必要な重複が時折起きている。関係機関の責任者／代表から成る技術作業部会（TWG）が通常、この問題を解決するために組織されている。

さらに、全機関の海洋資産も最大限有効に活用されていなかったことが分かったため、2011 年、フィリピンは海洋安全保障上のこれらの問題やその他の海事問題に対処すべく、行政命令第 57 号³⁷を発出した。この行政命令により創設された国家沿岸警戒システムには、「フィリピンの海洋利益に対するガバナンスを強化するため、協調的かつ整合性のある形で海事問題及び海上治安行動に取り組むための中枢的な機関間機構として機能する」任務が課されることとなった。³⁸

IV. 外国との関係及び協力

日本に関しては、フィリピンの海洋安全保障強化を支援するため、フィリピンが大型巡視船を取得するための政府開発援助を供与するとともに、海上自衛隊が練習機 TC-90 を貸与する。また、日本は、「フィリピンのテロ防止能力を強化するため」、高速艇その他の装備を供与することも計画している。³⁹

さらに、「2016年2月29日の日本との防衛協定」（「防衛装備及び技術の移転に関する協定」）は、日本からフィリピンへの防衛装備及び技術の移転、並びに、フィリピンと日本による防衛装備及び技術の共同研究開発や共同生産をも認めている。同協定は、さらに、防衛装備及び技術の移転並びに機材及びノウハウの利用を管理するフィリピン・日本合同委員会の設置についても定めている。

米国に関しては、米国及びフィリピン間の次の協定がフィリピンの海洋安全保障強化に寄与している。(1)「相互防衛条約」(MDT) (1951年8月)、(2)「訪問部隊協定」(VFA) (1998年2月) 及び「防衛協力強化協定」(EDCA) (2014年4月)。

オーストラリアに関しては、以下の文書や協力活動がフィリピンの海洋安全保障強化への支援を目的としている。(1)「フィリピン及びオーストラリア間の包括的連携に関する共同宣言」、(2)「フィリピン及びオーストラリア間の訪問部隊の地位に関する協定」(SOVFA) (2007年5月31日署名)、(3) 軍事演習「バリカタン2016」(フィリピン国軍及び米太平洋軍司令部主催)、(4) オーストラリアの法執行機関 (LEA) はフィリピンとテロ事件の合同調査を行っている、(5)「オーストラリア及びフィリピン間の海洋安全保障関連テロに係る相互法的援助条約」。

付属資料

	高潮高地 一般的用語：島		低潮高地	暗礁・砂州・堆
	完全な権原を有する島	岩	UNCLOS 第13条 低潮時には水面上にあるが、高潮時には水	高潮時にも低潮時にも海面上に現れない地形
	高潮時に水面上にある		に覆われる(水中に没	
	人間の居住又は独自の経済的生活の維持」ができる (UNCLOS 第121条第3項)	「人間の居住又は独自の経済的生活の維持」ができない (UNCLOS 第121条第3項)	する);陸地領土ではない;いかなる占有又は管理も地形に対する主権を確立することはできない;主権/主権的権利は、HTE(高潮高地)までの距離に依存する;その地位は隣接するHTEに依存するが、陸地ではなく、TS又は当該HTEのEEZの一部に過ぎない すべて「なし」;TS、EEZ、CSに対するいかなる権原も生成しない;占有その他により利用することのできるいかなる地形も生成しない	
以下の生成				

12 海里の領海 (TS)	あり	あり	すべて「なし」; TS、EEZ、CS に対するい	すべて「なし」; TS、EEZ、CS に対するい
大陸棚 (CS)	あり	なし (UNCLOS 第 121 条第 3 項)	かなる権原も生成しない; 占有その他により利用することのできるいかなる地形も	かなる権原も生成しない; 占有その他により利用することのできるいかなる地形も
200 海里の EEZ	あり	なし	生成しない	生成しない
「人間の居住又は独自の経済的生活の維持」	あり	なし		

付属資料. 海洋地形とそれが生成することのできる海域 (MZ) に対する権原⁴⁰ 及び一般的特徴

—注—

- ¹ 「フィリピン」という名称は、スペイン植民地時代の 16 世紀にスペイン王フェリペ 2 世の名にちなんで命名された。「Philippines」(http://royalscenic.com/broadcast/doc/CAS_2016_Philippines.pdf) を参照 (2017 年 1 月 30 日にアクセス)
- ² 「More Islands, More Fun in the PH」(<http://cnnphilippines.com/videos/2016/02/20/More-islands-more-fun-in-PH.html>) を参照 (2017 年 1 月 30 日にアクセス)
- ³ ブラック法律辞典 (Black's Law Dictionary) の「群島 (archipelago) の定義」(<http://thelawdictionary.org/archipelago/>) (2017 年 2 月 1 日にアクセス)。本稿では国連海洋法条約 (以下「UNCLOS」という) 第 46 条の「群島」の定義を用いていないことに留意されたい。これは、本稿第 I 節で詳論しているように、国際法 (特に UNCLOS) の国内法 (特にフィリピン法) への転換の問題が未だ解決されていないためである。
- ⁴ フィリピンの中央政府所在地。フィリピン官邸の公式ウェブサイト (<http://malacanang.gov.ph/75820-ph-capitals-infographic/>) を参照 (2017 年 1 月 30 日にアクセス)
- ⁵ 以下「無害通航権等」という。
- ⁶ 国連の公式ウェブサイト (http://www.un.org/depts/los/convention_agreements/convention_declarations.htm/) を参照 (2017 年 2 月 2 日にアクセス)
- ⁷ 二元論的な性質について、フィリピンの法秩序は客観的国際法の規範及び原則を国内法に含めるよう義務付けていると解釈することができる。Merlin Magallona 「The supreme Court and International Law: Problems and Approaches in Philippine Practice」、Philippine Law Journal (2010 年)、(<http://plj.upd.edu.ph/wp-content/uploads/2013/06/PLJ-volume-85-issue-1-2-THE-SUPREME-COURT-AND-INTERNATIONAL-LAW-PROBLEMS-AND-APPROACHES-IN-PHILIPPINE-PRACTICE-Merlin-M.-Magallona.pdf>) を参照 (2017 年 2 月 1 日にアクセス)
- ⁸ Bautista, L.B. 「The Legal Status of the Philippine Treaty Limits in International Law」、Aegean Rev Law Sea (2010) 1; 111. doi:10.1007/s12180-009-0003-5。フィリピン憲法第 1 条第 1 項、大統領令第 1596 号 (1978

- 年)、大統領令第 1599 号 (1978 年)、共和国法第 5466 号による修正を含む共和国法第 3046 号、及び、
 (1) パリ条約、米国・スペイン、1898 年 12 月 10 日、T.S. No. 343、(2) フィリピンの離島割譲、米
 国・スペイン、1900 年 11 月 7 日、T.S. No. 345、(3) フィリピンと北ボルネオの境界、米国・英国、
 1930 年 1 月 2 日、T.S. No. 856 の各条約も参照。
- ⁹ 以下「MZ」という。
- ¹⁰ 以下「ASL」という。
- ¹¹ 共和国法第 9522 号「フィリピンの群島基線の定義その他の目的のために共和国法第 5466 号による修
 正を含む共和国法第 3046 号の一部条項を修正する法律」(2009 年 3 月 10 日)
 (http://www.lawphil.net/statutes/repacts/ra2009/ra_9522_2009.html) を参照 (2017 年 2 月 2 日にアクセス)。
- ¹² Henry Bensurto 「Archipelagic Philippines: A Question of Policy and Law」
 (<http://virginia.edu.colp/pdf/Bali-Bensurto.pdf>) を参照 (2016 年 2 月 3 日にアクセス)。
- ¹³ 上院法案第 39 号「フィリピンの海域を定義するための法律」
 (<http://www.senate.gov.ph/lisdata/1584713078!.pdf>) を参照 (2016 年 2 月 3 日にアクセス)。
- ¹⁴ 第 50 条 (内水、群島水域、領水)、第 33 条 (接続水域)、第 56 条 (EEZ) 及び大陸棚を参照。
- ¹⁵ 上院法案第 159 号「フィリピンの群島水域における群島航路帯 (sea lanes) を定め、定められた群島
 航路帯を通して群島航路帯通航権を行使する外国船舶及び航空機の権利及び義務を規定し、その関連
 の保護措置について規定する法律」(<http://www.senate.gov.ph/lisdata/1598514921!.pdf>) を参照 (2017 年
 2 月 3 日にアクセス)。
- ¹⁶ MZ 法案の規定との比較。
- ¹⁷ 以下「UPMA」という。付属資料 D「国家沿岸警戒センター業務コンセプト」を参照。
- ¹⁸ UPMA 第 5.3.2.2 項。
- ¹⁹ UPMA 第 5.3.1.4 項。
- ²⁰ UPMA 第 5.3.2.5 項。
- ²¹ 上記、注 9 および注 6 を参照
- ²² フィリピンの国立地図・資源情報局 (NAMRIA)
 (<http://www.pinoyexchange.com/forums/showthread.php?t=37526&page=7>) を参照 (2017 年 2 月 2 日にア
 クセス)。
- ²³ ULB のウェブサイト (dev.ulb.ac.be/ceese/ABC_Impacts/glossary/unclos.php) を参照 (2017 年 2 月 2 日に
 アクセス)。
- ²⁴ 表中の表記に関して、HTE は高潮高地、LTE は低潮高地を示す。さらに、仲裁裁判所は、人間の手に
 よる改変 (埋め立てなど) が施された後ではなく、原状に基づいて、これらの地形の地位を決定した。
 島の名称とフィリピンの申告、中国の申告、仲裁裁判所の裁定が交差しているマス目のチェックマー
 クは、その地形のフィリピンの申告、中国の申告、仲裁裁判所の裁定に関する回答を示している。例
 えば、ミスチーフ礁の海洋地形の場合、フィリピンの立場は LTE (低潮高地)、中国の立場は方針書や
 外交文書からして HTE (高潮高地) であるが、仲裁裁判所は LTE であるとしてフィリピン側に与した、
 ということである。表の他の箇所についてもこの読み方が適用される。
 この表の島とは、本稿の付属資料で述べられている「完全な権原を有する島」のことである。
- ²⁵ Klein 2011; Kraska and Pedrozo 2013; Roach 2004; Vrey 2010, 2013。
- ²⁶ http://www.lawphil.net/statutes/repacts/ra2010/ra_9993_2010.html
- ²⁷ 前記。
- ²⁸ 第 4 項 (b) (1)。
- ²⁹ 以下「PN」という。
- ³⁰ 以下「PCG」という。
- ³¹ グローバルセキュリティのウェブサイト
 (<http://www.globalsecurity.org/military/world/philippines/navy-modernization.htm>) (2016 年 2 月 3 日にア
 クセス)
- ³² Carmela Fonbuena 「AFP to Consolidate Naval Assets Under West PH Sea Command」
 (<http://rappler.com/nation/94584-ph-consolidate-naval-assets-wescom>) (2016 年 2 月 3 日にアクセス)
- ³³ Noel Celis 「New Rescue Ship Arrives in PH From Japan」
 (<http://www.rappler.com/nation/143481-japan-rescue-ship-arrives-ph>)
- ³⁴ フィリピン沿岸警備隊の近代化を目指す下院法案第 5112 号の第 5 条 (e) 第 1 項目～第 5 項目。
- ³⁵ 前記。
- ³⁶ 前記。

³⁷ 「国家沿岸警戒システムの確立、その仕組みに関する規定、関係諸機関間の海上治安活動の調整その他の目的のための関係諸機関の役割及び責任の定義」

(<http://www.gov.ph/2011/09/06/executive-order-no-57-s-2011/>)

³⁸ 前記 第1条。

³⁹ フィリピン・日本共同声明、2016年10月26日。

⁴⁰ 表は、海洋地形とそれが生成することのできる MZ に対する権原及びその一般的特徴を単純化して示したものである。表は、高潮高地 (HTE)、低潮高地 (LTE)、暗礁・砂州・堆の3項目に分かれている。下の行はそれぞれに関する情報を示している。HTE は、a) 「完全な権原を有する島」と b) 「岩」という2つのカテゴリーに分けられる。いずれも「高潮高地」又は「島」と見なされ、高潮時にも水面上にある。しかし、(島のカテゴリーに入っているもの)「岩」と呼ばれるものと「完全な権原を有する島(岩ではない)」の間には大きな違いがある。この表に基づき、「(完全な権原を有する)島」は「人間の居住又は独自の経済的生活の維持」ができるが、「岩」はそうすることができない。したがって、「(完全な権原を有する)島」は、岩とは異なり、UNCLOS に基づき、より広い海域に対する権原を有している。特に、「(完全な権原を有する)島」が、12海里の領海 (TS)、200海里の排他的経済水域 (EEZ)、大陸棚に対する権原を有しているのに対し、「岩」はこの3つのうち12海里の TS に対する権原のみを有している。「岩」と「完全な権原を有する島」のいずれもが「島」のカテゴリーに入っていることは強調されなければならない。

これに対し、「低潮高地」(LTE)と「暗礁・砂州・堆」は、ともに占有その他により利用することのできる地形ではないので、いかなる MZ に対する権限も有していないという点で同じである。

ただし、LTE と「暗礁・砂州・堆」の間には重大な違いがある。LTE は、低潮時には水面上にあるが、高潮時には水に覆われる(水中に没する)。又、陸地領土ではなく、いかなる占有又は管理も地形に対する主権を確立することはできない。さらに、その主権/主権的権利は HTE までの距離に依存する。その地位は隣接する HTE に依存するが、陸地ではなく、TS 又は当該 HTE の EEZ の一部に過ぎない。これに対し、「暗礁・砂州・堆」は、高潮時にも低潮時にも海面上に現れない地形である。